

# 山口県報

平成20年  
8月1日  
(金曜日)

## 目次

告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一  
農業災害補償法第十六条第一項ただし書に規定する基準の設定に関する告示の一部改正 (団体指導室) ..... 三  
道路の区域の変更 (道路整備課) ..... 三  
道路の供用の開始 (道路整備課) ..... 三  
浸水想定区域の指定 (五件) (河川課) ..... 四  
道路の位置の指定 (建築指導課) ..... 五  
公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正 (住宅課) ..... 六  
県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正 (住宅課) ..... 六  
指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改正 (会計課) ..... 六  
公告  
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課) ..... 六  
県営上田中第一地区ため池等整備事業変更計画書の縦覧 (農村整備課) ..... 六  
基本測量の実施 (監理課) ..... 七  
開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) ..... 七  
選管告示  
直接請求に必要な有権者の数 ..... 七

### 山口県告示第三百七十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年八月一日から同月二十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年八月一日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 西村 亘

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 武田薬品工業株式会社

住 所 大阪市中央区道修町四丁目一番一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 武田薬品工業株式会社光工場

所在地 光市大字光井四七二〇番地

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 ( $m^3/時$ )	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日	使 用 時 間 隔 間
四七一ホ (二基)	七、六〇〇	平成二〇、 九、一	平成二〇、 一、二、三	平成二二、 二、一五	連 続 二 四 時 間
四七二ホ	五、二〇〇	"	"	"	変 動 な し
"	四、二〇〇	"	"	"	"
"	一、七五〇	"	"	"	"
"	一、七〇〇	"	"	"	"



機械ばつき処理施設 (四基)	排出水の汚染状態の値及び排水の量	
	処理後	処理前
"	"	八
"	"	九〇七
"	一八〇	九〇〇
"	二四〇	一、二〇〇
"	二〇	一、〇〇〇
"	四〇	二、五〇〇
"	"	"
"	二二九	三三七
"	二八四	四三七
"	四・四	六・八
"	六・九	一〇・六
"	"	一、四七一
"	"	一、六五二

No. 1 排水口	排水口		排水口		排水口		排水口		排水口		排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	備考		
七・九	七・五	八・五	二・八	一・五	二二・六	二四	〇・九三	三・二	九八、六〇四	一一〇、〇七八	
最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	

**山口県告示第三百七十三号**

農業災害補償法第十六条第一項ただし書に規定する基準の設定に関する告示（昭和三十九年山口県告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十年八月一日

山口県知事職務代理人  
山口県副知事 西村 亘

「、美祢市及び美祢郡」を「及び美祢市」に改める。

**山口県告示第三百七十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十年八月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月一日

山口県知事職務代理人  
山口県副知事 西村 亘

道路の種類 県道  
路線名 下関美祢線  
道路の区域

**山口県告示第三百七十五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年八月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月一日

山口県知事職務代理人  
山口県副知事 西村 亘

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 (メートル)	備考
	新	旧		
下関市大字井田字道祖峠八五の四地 先から 同市大字員光字東河内一〇七四の三 地先まで	最狭 三九・〇〇 最広 三九・〇〇	最狭 三九・〇〇 最広 三九・〇〇	一、三三七・〇	
下関市大字井田字道祖峠八五の四地 先から 同市大字員光字河内二二九〇の四地 先まで	最狭 七〇・〇 最広 三九・六〇	最狭 七〇・〇 最広 三九・六〇	一、一四五・五	ダブルウェイ
下関市大字員光字河内二二九〇の四地 先から 同市大字東河内一〇七四の三 地先まで	最狭 三九・二〇 最広 三九・二〇	最狭 三九・二〇 最広 三九・二〇	一九一・〇	

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

県道  
下関美祿線

下関市大字井田字道祖峠八五の四地先から  
同市大字眞光字東河内一〇七四の三地先まで

平成二十年八月一日

山口県告示第三百七十六号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定した。  
当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所において閲覧に供する。

平成二十年八月一日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 西村 亘

名河川称の	区		間
	上	流	
島田川水系			下流端
島田川	左岸	岩国市周東町祖生字表白一五〇一番一地先	左岸 岩国市周東町差川字鱈淵三七一番一地先
	右岸	岩国市周東町祖生字表白一五一九番四地先	
東川	左岸	岩国市周東町川上字小畑六七三番三地先	島田川への合流点
	右岸	岩国市周東町川上字風止三六二三番一地先	

山口県告示第三百七十七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定した。  
当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所において閲覧に供する。

平成二十年八月一日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 西村 亘

名河川称の	区		間
	上	流	
厚狭川水系			下流端
厚狭川	左岸	山陽小野田市大字厚狭字柳瀬五四六七番地先	河口
	右岸	山陽小野田市大字厚狭字香五九四三番一地先	

山口県告示第三百七十八号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定した。  
当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所において閲覧に供する。

平成二十年八月一日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 西村 亘

名河川称の	区		間
	上	流	
神田川水系			下流端
神田川	左岸	下関市大字阿内字南畑一九九八番一地先	河口
	右岸	下関市大字阿内字野中一九九九番一地先	
武久川水系	左岸	下関市椋野町三丁目六九四番地先	河口
	右岸	下関市椋野町三丁目九二四番一地先	

掛淵川	左岸 長門市日置中字東門前四〇〇番一地先 右岸 長門市日置中字東中ノ瀬三三七番六地先	河口
	掛淵川水系	
泉川	左岸 長門市油谷伊上字仏堂四五二番地先 右岸 長門市油谷伊上字仏堂四四四番地先	河口
	泉川水系	
名河川称の	上	下流端
	区	
山口県知事職務代理者 山口県副知事 西村 亘 平成二十年八月一日		
綾羅木川	左岸 下関市大字形山字宮ノ森九九番一地先 右岸 下関市大字石原字上河原三一三番一地先	河口
	綾羅木川水系	
友田川	左岸 下関市大字蒲生野字坂本六六五番地先 右岸 下関市大字安岡字上河原六〇番三地先	河口
	友田川水系	

**山口県告示第三百七十九号**

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定した。  
 当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所において閲覧に供する。

大坊川	左岸 長門市油谷河原字乙井手三四二番六地先 右岸 長門市油谷河原字勝負七四九番三地先	掛淵川への合流点
	大坊川水系	
田万川	左岸 萩市大字弥富下字神田四四二六番地先 右岸 萩市大字弥富下字北行成四三三八番一地先	河口
	田万川水系	
名河川称の	上	下流端
	区	
山口県知事職務代理者 山口県副知事 西村 亘 平成二十年八月一日		
田万川	左岸 萩市大字弥富下字神田四四二六番地先 右岸 萩市大字弥富下字北行成四三三八番一地先	河口
	田万川水系	
名河川称の	上	下流端
	区	

**山口県告示第三百八十号**

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定した。  
 当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所において閲覧に供する。

**山口県告示第三百八十一号**

建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。  
 その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十年八月一日

山口県知事職務代理者  
山口県副知事 西村 亘

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市南花園三丁目一七七〇の一九及び一七七二の二七	四・〇〇四・五	三三三・五	一四二・七三
光市虹ヶ丘二丁目九の二二	四・〇〇五・〇	三三一・〇	一三六・九九

**山口県告示第三百八十二号**

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示(平成十九年山口県告示第三百二十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十年八月一日

山口県知事職務代理者  
山口県副知事 西村 亘

表稗田県営住宅の項中「G棟からJ棟まで」を「I棟、J棟」に改める。

**山口県告示第三百八十三号**

県営住宅の構造及び戸数に関する告示(平成十年山口県告示第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十年八月一日

山口県知事職務代理者  
山口県副知事 西村 亘

表稗田県営住宅の項中「五七五」を「五二五」に改める。

**山口県告示第三百八十四号**

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示(平成

三年山口県告示第九百三十二号)の一部を次のように改正し、平成二十年八月四日から施行する。

平成二十年八月一日

山口県知事職務代理者  
山口県副知事 西村 亘

三の(二)及び(三)中「株式会社もみじ銀行小倉支店」の下に「株式会社親和銀行小倉支店」を加える。



**(三三三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年三月十一日山口県公告(一〇二)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年八月一日から同年九月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年八月一日

山口県知事職務代理者  
山口県副知事 西村 亘

**一 大規模小売店舗の名称及び所在地**

名称 丸久厚狭店

所在地 山陽小野田市大字厚狭四七八の一

**二 意見の概要**

特に配慮を求める事項はない。

**(三三四) 県営上田中第一地区ため池等整備事業変更計画書の縦覧**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営上田中第一地区ため池等整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十年八月一日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 西村 亘

一 縦覧に供する書類

県管上田中第一地区ため池等整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年八月四日から同月二十五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(三二五) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十年八月一日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 西村 亘

一 作業の種類

基本測量(標高データ及びオルソ画像作成)

二 作業の地域

下関市、宇部市、萩市、長門市、美祢市及び阿武郡阿武町

三 作業の期間

平成二十年七月十一日から平成二十一年三月二十日まで

(三二六) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十年八月一日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 西村 亘

一 開発区域に含まれる地域の名称

柳井市柳井字浜田及び字宮本  
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
柳井市南町七丁目一三番九号  
有限会社サンクス



山口県選挙管理委員会告示第七十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。

平成二十年八月一日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二四、五三九
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二一七、一五一
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	一一四、一三九
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	一一四、一三九
	大島郡選挙区	一、五〇二
	熊毛郡選挙区	一、六〇二
	下関市選挙区	一、五〇二
	宇部市選挙区	一、六〇二
	山口市選挙区	一、五〇二
	萩市阿武郡選挙区	一、六〇二
	防府市選挙区	一、五〇二
	下松市選挙区	一、六〇二
	岩国市玖珂郡選挙区	一、五〇二
	光市選挙区	一、六〇二
	長門市選挙区	一、五〇二
	柳井市選挙区	一、六〇二
	美祢市選挙区	一、五〇二

平成二十年八月一日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

知事の解職の請求	地方自治法第八十一条	周南市選挙区 山陽小野田市選挙区	四一、二七五
副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項		
県の教育委員会の委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条		